

ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の
2015年サイクルの提案について

文化財保護室

文化庁は、ユネスコ無形文化遺産保護条約の「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下「代表一覧表」という）」の記載について、平成26年3月6日に開催された文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会（部会長 西村幸夫）における審議に基づき、2015年（平成27年）サイクルの審査案件として、「山・鉾・屋台行事」の提案書を提出することを決定しました。提案の構成には、本県の国指定重要無形民俗文化財である、仙北市の「角館祭りのやま行事」、秋田市の「土崎神明社祭の曳山行事」、鹿角市の「花輪祭の屋台行事」が含まれます。

今後は、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（構成：外務省、文化庁、農林水産省）の審議を経た上で、「山・鉾・屋台行事」の提案書がユネスコに提出されることとなります。

「山・鉾・屋台行事」の概要

- 1 名 称 「山・鉾・屋台行事」
- 2 構 成 平成21年にユネスコ無形文化遺産保護条約の代表一覧表に記載された「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張した提案であり、「京都祇園祭の山鉾行事及び日立風流物をはじめとする国指定重要無形民俗文化財の山・鉾・屋台行事（32件）」から構成
※次の秋田県の3件のほか、17県の29件で構成
平成3年2月指定 角館祭りのやま行事（仙北市）
平成9年12月指定 土崎神明社祭の曳山行事（秋田市）
平成26年3月指定 花輪祭の屋台行事（鹿角市）
- 3 無形文化遺産としての主たる分野（条約第2条第2項） 祭礼行事
- 4 今後の予定（※「山・鉾・屋台行事」が審査される最短の日程）
平成26年3月下旬 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において2015年（平成27年）サイクルの審査へ向けた「山・鉾・屋台行事」の提案の審議・決定
（政府としての最終決定）
平成26年3月31日 提案書のユネスコ事務局への提出期限
平成27年10月 事前審査機関による勧告
平成27年11月 政府間委員会において審査